

## 「定額減税補足給付金 (不足額給付)」について

### 「羽曳野市定額減税補足給付金 (不足額給付)」とは？

不足額給付とは、令和6年度に行われた当初調整給付の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。詳しくは市ウェブサイトをご覧ください、下記コールセンターへお問い合わせください。

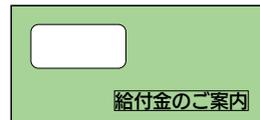
#### 【問合せ】羽曳野市給付金事業コールセンター

☎ 072-947-4140 (平日 9:00 ~ 17:00)



市ウェブサイト

対象となる可能性のある方へ  
順次、書類を送付します



【本給付金の申請期限】

令和7年10月31日  
(消印有効)

### 不足額給付Ⅰ

#### 【対象者】

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、  
「令和6年分推計所得税額 (令和5年分所得)」 > 「令和6年分所得税額 (令和6年所得)」となった方
- こどもの出生等で扶養親族が令和6年中に増加したことにより、  
「所得税分定額減税可能額 (当初調整給付時)」 < 「所得税分定額減税可能額 (不足額給付時)」となった方など

※当初調整給付後に税額修正により、令和6年度分個人住民税の所得割額が減少した方も対象になる場合があります。  
※令和6年度、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金 (当初調整給付) を支給しております。

#### 【給付額】

当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額 (令和6年分推計所得税額) を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額を支給します。(※1万円単位)

#### 【申請方法】

8月上旬以降、順次、プッシュ通知書または確認書を送付いたします。  
確認書が届いた方は申請が必要です。必要事項を記入のうえ、本人確認書類、その他必要書類を同封しご返送ください。

### 不足額給付Ⅱ

#### 【対象者】

下記の①~③の全ての支給要件を満たす方

- ①令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ  
(≒本人として定額減税対象外)
- ②税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者 (白色) の方、  
合計所得金額48万円超の方 (≒扶養親族等としても定額減税対象外)
- ③低所得世帯向け給付 (R5 非課税給付等、R6 非課税化給付等) 対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない  
(他市町村で同様に実施していた給付金を含む)

#### 【給付額】

##### 原則4万円

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合などには支給額が異なります。  
※その他、令和6年度または令和7年度の課税状況により、金額が変動します。

#### 【申請方法】

8月上旬以降、順次、プッシュ通知書または確認書を送付いたします。  
確認書が届いた方は申請が必要です。必要事項を記入のうえ、本人確認書類、その他必要書類を同封しご返送ください。

### 留意点

※所得税・個人住民税合わせて既に対象者一人あたり4万円の定額減税を受けられている方、  
または合計所得金額1,805万円超の方は、当初調整給付及び不足額給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※市において「対象となる可能性がある」と確認できた場合にのみ、確認書またはプッシュ通知書を送付します。

※プッシュ通知書または確認書が届いていない方であっても、支給対象となる場合があります。  
(申請時に給付額算出に必要な書類の提出を求める場合があります。)

**対象者に該当すると思われる方で書類が届いていない方は、上記コールセンターまでお問い合わせください。**

※上記コールセンターでは、原則、個別のお問い合わせ (支給対象者に該当するか否か、支給金額等) についてはお答えすることができません。プッシュ通知書または確認書の内容に関するお問い合わせの際は、書類に記載の通知書番号等をお伝えください。